

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
1	3	第1章	横断的視点の下に余白がありますが、目標（1）、（2）、（3）と横断的視点を図にして表現すると分かり易いと思う。	最終案までに反映予定	3ページ「横断的視点」等について、図と説明文の対応関係を整理し、横断的な視点がどこで生かされるかが分かりやすい図を挿入予定。	ご意見を踏まえ、新たな図を作成しました。
2	14	第1章	「地域福祉計画における圏域の考え方」の図については、文書を図にしているものの逆に分かりにくくなっているため、作り直すべきと思う。特に、吹き出しを周囲に配置している点が理解を妨げており、右側に寄せるなどの工夫をすれば、より分かりやすくなる。	最終案までに反映予定	地域福祉圏域について、吹き出しの文言は削除のうえ、鎌倉市域図をベースに面で可視化できる図を作成予定。	ご意見を踏まえ、新たな図を作成しました。
3	1	第1章	鎌倉市地域福祉計画の冒頭に「基本理念」と掲げられているにもかかわらず、段落ごとでつながりがないように思う。「基本理念」を最初に明示した方が分かりやすく、重要なキャッチコピーとしての役割も果たせるのではないか。	パブコメ素案に反映	第1章冒頭の「基本理念」を （1）はじめに （2）基本理念 （3）基本理念を実現するための3つの目標 （4）地域福祉計画における横断的視点に構成を修正した。	
4	1から4	第1章	（1）基本理念の見出しに、総合計画や条例となっているので、（1）は、はじめにし、（2）は基本理念とするのでいいのでしょうか。以下（3）、（4）はずらしていくのはどうか。	パブコメ素案に反映	第1章冒頭の「基本理念」を （1）はじめに （2）基本理念 （3）基本理念を実現するための3つの目標 （4）地域福祉計画における横断的視点に構成を修正した。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
5	3	第1章	横断的視点のページにおいて、手のマークや草のマークがプロットされているが、それによってどのような効果を読み手が理解すればよいのかが分かりにくい。横断的視点を示しているのであれば、その意図をより分かりやすくアピールできる工夫必要。	パブコム素案に反映	横断的視点に関し、第5章のアイコン（「情報提供」「人材育成」）がついている【具体的な施策】については、各施策の末尾に、カッコつきで次の文言を追加した。 ・情報提供アイコン付き施策： （※本施策は「情報提供」に関する横断的な取組として位置づけています。） ・人材育成アイコン付き施策 （※本施策は「人材育成」に関する横断的な取組として位置づけています。）	
6	7 52から53	第1章 第3章	7ページの計画の位置づけ図では、この地域福祉計画が再犯防止推進計画、生活困窮者自立支援計画、成年後見制度利用促進計画、重層的支援体制整備事業実施計画などの要素を盛り込んでいることが示されている。 しかし、46・47ページの第3章にある計画構成の体系図では、どの施策が各計画と重なっているのかが分かりにくく、特に「（再）」という表記が再犯防止を意味するのか再掲を意味するのか判別しづらい点について工夫が必要。	最終案までに反映予定	主な取組における関連計画の表示方法を見直し、内包する各計画（重層的支援体制整備事業、生活困窮者自立支援計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画等）との関係が分かるよう整理予定。	第3章体系図に、内包する計画がわかるように明示のうえ、第4章の該当する部分に計画名を明示しました。 再犯防止と再掲の違いが明確にわかるよう修正しました。
7	28	第2章	28ページ「生活保護世帯の推移」に記載されている「生活困窮に対する取組として社会的孤立といった関係性の貧困」という表現について、意味が分かりにくい。読みやすさを考えると「関係性の貧困」にかぎ括弧を付けるなどの工夫をすると理解しやすくなるのではないか。	パブコム素案に反映	意見のとおり修正した。	
8	17	第2章	誤字指摘 17ページ以降に記載されている「地域生活支援拠点整備事業」という表現について、正式な事業名は「地域生活支援拠点等整備事業」であるため、正しい名称に修正すべき。	パブコム素案に反映	誤字を修正した。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
9	44・45	第2章	44・45ページの調査結果については、文章を読むとタイプAの内容を知りたいのにBだけが黒字で示されている点が分かりにくい。 また、38ページのAでは（オ）のみが記載されているが、下の項目の（オ）の右側にAと表記することで両者が直接対応し、分かりやすくなるのではないか。	最終案までに反映予定	意見のとおり修正予定。	ご意見を踏まえ、新たな図を作成しました。表についても、意見の一番多かった「今後の拡充を希望する施策」を着色し、わかりやすくしました。
10	54から55	第3章	「計画内容の構成（本計画書の読み方）」については、本文の一部なのか読み方の説明なのか判別しづらいため、「計画内容の構成」ではなく「本計画書の読み方」として位置づけ、さらに、該当部分を四角で囲うなど図化すれば、分かりやすくなる。	パブコメ素案に反映	2を「本計画書の読み方」に修正し該当部分を枠で囲み、吹き出しを追加した。	
11	72	第4章	誤字指摘 2-2-1-1で「整備事業」が「せび事業」となっている。	パブコメ素案に反映	誤字を修正した。	
12	90	第4章	誤字指摘 3-4-2-3で「市社協」が「市社会」になっている。	パブコメ素案に反映	誤字を修正した。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
13	90	第4章	91ページの3-4-3-1に記載されている「刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用主への情報提供」に関して、犯罪を犯した人への福祉的な視点が十分に盛り込まれていないのではないか。再犯防止に関して、住居支援を含め包括的に取り組むよう記述できないか。	パブコメ素案に反映	③社会復帰と地域定着を支える再犯防止の地域支援に、庁内及び関係機関が協働し、支援することを追記した。	
14	84・86	第4章	ケアラー支援に関して、障害福祉課については、「障害者支援アプリの導入」にのみ記載されている。高齢や子ども分野と足並みを揃えた方が良い。	パブコメ素案に反映	(3) ケアラーへの支援 ④関係機関の連携強化と多機関協働の推進及び⑥ケアラーへの支援メニューの開発の担当課にすべての関係課を漏れなく記載した。	
15	89	第4章	3-4-1-7「ゴミ屋敷の取組」が記載されているが、空き家への取組については触れられていないため、空き家対策も必要ではないか。先日大分県で発生した火災では約6割が空き家であり、老朽化して燃えやすい状況が問題となったことから、地域福祉計画においても空き家の安全対策や活用方策を検討すべき。	最終案までに反映予定	空き家対策の取組は、空家等対策計画にて対応しているため、ご意見を担当課（都市整備総務課）に繋ぐ。空き家対策に福祉的な視点の追加が可能か調整予定。	都市整備総務課から、現行の空家等対策計画では、地域福祉を踏まえた内容になっていないとの回答があり、現段階での掲載は見送りました。今後、新たな空家等対策計画の策定が予定されていますので、新たな計画には反映できるよう、福祉総務課から伝えてまいります。
16	70・79・82・89・91	第4章	47ページに居住支援対策の課題が記載されているが、主な取組を見ると窓口の充実以外に具体的な施策が見当たらない。例えばセーフティーネット住宅への取組や普及支援など、既に市のホームページに掲載されている内容を計画にも反映させるべきではないか。	最終案までに反映予定	庁内意見募集を通じて、セーフティーネット住宅への支援に関する記載が可能か調整予定。	居住支援に係る取組について、所管課（都市整備総務課）と再調整し、目標2の2-1-2において、主に支援にかかる部分と情報提供に係る部分を分け、次のように記載することとしました。 ①住宅確保要配慮者に対する居住支援対策 ②居住支援相談窓口に関する情報提供と利用促進 また、目標3においても、関連する施策を再掲として記載しました

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
17	65	第4章	自治体に対する記載の中で、自治会に関する言及が少ない。自治会に期待していないのか、あるいは参加経験が減ってきて難しいと捉えているのか。実際には、民生委員が訪問しても断られる場合がある一方で、近所の高齢者同士であれば話を聞いてもらえるなど、自治会やご近所の役割は現実的に存在している。従って、自治会の加入も割と高い自治会や町内会が福祉において担う役割について、市として期待する部分があるのであれば、具体的に記載することが望ましい。	—	目標1（3）「住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支え合いの仕組みづくり」において、現状と課題を整理したうえで、自治会・町内会などの地縁組織との新たなつながり方も含め、多様な主体が負担の偏りなく参加しやすい環境づくりが必要であると位置づけている。一方で、高齢者にとっては自治会や近所の関係が身近で頼りになる存在であることも認識している。地域への参加や関わりが「負担」ではなく「喜び」と感じられるよう、市・社協・地域が協力しながら、本計画に基づき取り組んでいきたい。	
18	65	第4章	一方で、自治会や町内会に福祉分野を担わせると負担が大きく、逆に加入を避ける声もあるため、その役割の位置づけは難しい。鎌倉市として地域のつながりをどのように考えるのかを明示することが望ましく、近年は新しい形のつながり方も生まれていることから、地域のつながりが重要であるという視点を計画に盛り込むべき。	—	目標1（3）「住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支え合いの仕組みづくり」において、現状と課題を整理したうえで、自治会・町内会などの地縁組織との新たなつながり方も含め、多様な主体が負担の偏りなく参加しやすい環境づくりが必要であると位置づけている。一方で、高齢者にとっては自治会や近所の関係が身近で頼りになる存在であることも認識している。地域への参加や関わりが「負担」ではなく「喜び」と感じられるよう、市・社協・地域が協力しながら、本計画に基づき取り組んでいきたい。	
19	65	第4章	自治会への参加そのものを促すのではなく、参加やつながり合いに価値や喜びを感じてもらえるような支援が必要である。参加が「嬉しいこと」として受け止められることが重要であり、その過程を社協や市が伴走しながら支え、自立へとつなげていく視点は地域福祉計画に関わるものと考えられる。	—	目標1（3）「住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支え合いの仕組みづくり」において、現状と課題を整理したうえで、自治会・町内会などの地縁組織との新たなつながり方も含め、多様な主体が負担の偏りなく参加しやすい環境づくりが必要であると位置づけている。一方で、高齢者にとっては自治会や近所の関係が身近で頼りになる存在であることも認識している。地域への参加や関わりが「負担」ではなく「喜び」と感じられるよう、市・社協・地域が協力しながら、本計画に基づき取り組んでいきたい。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
20	89	第4章	空き家について、親族からも孤立し無縁の状況にある場合、入院などを契機に住居が空き家となり、手続きが分からず適切に後見人も付けられないため、福祉の支援が行き届かず放置せざるを得ないケースがある。そのような状況まで計画に含められるかは難しい面もあるが、課題として認識しておく必要がある。	—	空き家対策の取組は、空家等対策計画にて対応しているため、ご意見を担当課（都市整備総務課）に繋ぐ。空き家対策に福祉的な視点の追加が可能か調整予定。	都市整備総務課から、現行の空家等対策計画では、地域福祉を踏まえた内容になっていないとの回答があり、現段階での掲載は見送りました。今後、新たな空家等対策計画の策定が予定されていますので、新たな計画には反映できるよう、福祉総務課から伝えてまいります。
21	103	第5章	102ページの(3)「計画の推進体制」について、市民の欄にある「課題の共有を通じて、支えあいの輪を広げます」という表現は、主体的に広げるという意味が伝わらず、指示的・命令的な印象を与える。市や社会福祉協議会は「～します」という表現でも問題はないと考えられるが、市民が包括的に「自分事」として関わるといった意味合いを残すためには、より主体性を促すような表現に改めることが望ましい。	パブコメ素案に反映	①市民及び④地域団体・ボランティアについて、ご指摘の趣旨に基づき、修正した。	
22	101	第5章	図について、3つの目標、施策の方向性が多数重なっている意図は伝わるものの、大雑把に作られていて分かりにくい。52～53ページの体系図と形を対応させるなど再構成すれば、より理解しやすくなると思われる。また、文字で理解する人と図で理解する人の双方に配慮することはバリアフリーの観点からも重要であり、図を丁寧に工夫することで計画の意図が一層伝わりやすい。	最終案までに反映予定	図の見せ方については、検討のうえ対応予定。 （ご発言いただいた委員に個別に相談させていただきます。）	ご意見を踏まえ、「進捗状況の点検評価と見直しの仕組み」の説明に関する新たな図を作成しました。
23	99	第5章	評価システムについては、評価の必要性を前置きとして簡潔に示すことで、なぜこの仕組みが必要なのか理解しやすくなり、全体の流れも読みやすくなる。	パブコメ素案に反映	評価システムの必要性が伝わるよう、見出しを「（1）新しい評価の考え方」に修正した。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
24	99	第5章	第5章（1）新しい評価の考え方 下から7行目「支援のプロセスや関係性の変化といった『質の変化』も可視化していきます」という表現については、必ず「質の変化を可視化とは具体的に何を指すのか、どのような方法で行うのか」という質問が出ると予想される。	パブコメ素案に反映	「取組のプロセス関係性の変化といった部分も文章で表し、進み具合を点検していきます」に修正した。	
25	—	第5章	第5章にある「主な取組」の担当課については、複数の課が連携して一つの課題に取り組む体制を想定しているものと考えられるが、縦割りの構造を有している状況を鑑みると、庁内で横の連携がどのように行われるのか不安を抱かせる可能性がある。連携の仕組みを計画に盛り込むことで読み手に安心感を与えることが望ましい。	パブコメ素案に反映	「複雑化・複合化した支援ニーズへの対応」など、横の連携が必要がある取組については、担当課にすべての関係課を漏れなく記載した。	
26	—	—	「制度の狭間」という言葉が計画の中で繰り返し登場しているが、定義が明確にされていないため、読み手にとって具体的な意味が分かりにくい。制度の狭間は時期によって解消される場合もあるため、新たに別の分野で生じる可能性もあるため、流動的なものとして説明を加えるか、あるいは庁内で「制度の狭間」とは何を指すのかをより明確にしておくことで、計画の理解が深まり安心感につながるのではないかと。	最終案までに反映予定	「制度の狭間」「コミュニティワーク」など専門用語・カタカナについて、資料編（用語集）やコラムで補足説明を行う予定。	資料編にて、用語集を作成します。第4回委員会で、収録用語候補の一覧を提示させていただき、ご意見をいただく予定です。

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
27	—	—	章立てについては、1章・2章と読み進めるうちにどこが第1章であったか分からなくなるため、該当箇所「第1章」と明示するなどの工夫を加えることで、読みやすさが向上すると思う。	最終案までに反映予定	計画書にインデックスをつけるよう検討していく。	デザインの統一は最終作業となります。最後にインデックスをつける予定です。
28	—	—	章立てにインデックスがあるといい。	最終案までに反映予定	章のインデックス（見出しの視認性）や、説明枠の囲み方など、読みやすさ向上のためのレイアウトを一部調整予定。	デザインの統一は最終作業となります。最後にインデックスをつける予定です。
29	—	—	見せ方の観点から、第4章と第5章の順序を入れ替えた方が全体の流れとして分かりやすくなるのではないか。	パブコメ素案に反映	意見のとおり第4章と第5章の入れ替え、それに合わせて目次の修正した。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
30	—	—	民泊については登録制度が存在しないため、近隣で民泊らしい場所から夜中の騒音が発生し、町内会長から相談を受けるなど地域に影響が出ている。 空き家を民泊として活用する場合には、制度的な登録や管理の仕組みを設けることが必要ではないか。	—	民泊は届出制で、神奈川県鎌倉保健福祉事務所が届出窓口となっており、市は民泊事業の主体ではないことから、本計画への記載は行わない。 なお、市は、民泊による生活環境の悪化や不安の声が寄せられていることから、地域住民の生活環境を守るため、民泊事業者に対して「鎌倉市民泊ガイドライン」を策定し、適切な運営と近隣住民への配慮の徹底を求めているところである。	
31	—	—	前回の委員会で「カタカナ表記が難しいため注釈をつける」との対応方針が示されていたが、この表だけでは確認できない。 また、委員意見に対して事務局がどう考え、どのように対応したのかを一覧表の形で示していただけると分かりやすく、次回からはそのような形で検討・提示していただきたい。	最終案までに反映予定	「制度の狭間」「コミュニティワーク」など専門用語・カタカナについて、資料編（用語集）やコラムで補足説明を行う予定。	資料編にて、用語集を作成します。 第4回委員会で、収録用語候補の一覧を提示させていただき、ご意見をいただく予定です。 前回の委員意見の対応一覧を示すため、本資料を作成しました。
32	—	—	老人福祉法が制定された当初には市の担当者が4人配置されていた記録があるが、現在は専属の担当者がいない状況である。少なくとも1人でも「みらいふる鎌倉」を専属で担当する職員を市に配置するよう要望したい。	—	老人クラブへの支援は、高齢者保健福祉計画にて対応しているため、ご意見を担当課（高齢者いきいき課）に繋ぐ。	
33	—	—	鎌倉市内には一人暮らしの高齢者が多く、民生委員が訪問しても応答がないケースがある一方で、近所の高齢者同士で声をかけると地域の集まりに参加しているなど、地域の状況は多様であるとの意見があった。こうした実態を踏まえ、地域ごとの状況を共有できる仕組みがあると望ましい。	—	ご意見については、担当課（地域のつながり課）に繋ぐ。 情報共有について、今年度実施したワークショップレポートの配付等で対応。	

No.	該当ページ	該当章	委員ご意見（要旨）	対応区分	修正・対応方針	対応状況（令和8年2月現在）
34	—	—	一人暮らしの高齢者に何かあった際に自助できない場合、近隣住民が助けに行くシステムが既に存在しているため、市からそのような情報を提供してもらえるとありがたい。	—	ご意見については、一人暮らしの高齢者対策に取り組む担当課（高齢者いきいき課）に繋ぐ。	